

# 初診時の選定療養費についてのお知らせ

初診時の選定療養費とは国が「病院と診療所の役割分担を推進するために定めた制度」で、患者さまが他の医療機関からの紹介状を持参されずに200床以上の病院を受診された場合に、健康保険の初診料とは別に徴収させていただく医療費のことです。**当院では、2019年6月1日より227床**となり、厚生労働省の指導による高度医療の提供と機能分化の推進のため、**初診時の選定療養費として500円(税込み)徴収させていただきます。**

次に該当する方は初診であっても、初診時の選定療養費はいただきません。

- ①救急車で当院に搬入された方
- ②生活保護による医療扶助の対象となる方
- ③特定疾患等各種公費負担制度受給対象の方
- ④労働災害・公務災害で受診の方
- ⑤今回受診する診療科は初めてであるが、別の診療科に継続して通院中の方
- ⑥他の医療機関より紹介状を持参された方

次のような場合には、初診時の選定療養費をいただきます。

- ①他の医療機関より紹介状を持たずに初めて受診する場合
- ②今回の受診が、今までの診療と同一病名同一症状であっても、患者さまで任意に診療を中止して1ヶ月以上経過した場合
- ③傷病が一旦治癒もしくは治癒に近い状態までになり、その後再発した場合
- ④急性病名のみの場合(風邪をひいて受診したあと、2ヶ月後に打撲で受診した場合など)

なお、ご不明点等ございましたら総合受付までお問い合わせください。

何卒ご理解のほどよろしく願いいたします。